# 物品電子入札システムへは、すべての品目の単価×数量の合計(税抜金額)を入力

	<u></u>						
契約No 件名	2025017163 消防局自家給油取扱所(ガソリン・軽油)令和7年12月分の単価契約						
業種	2038石油類						
契約期間	令和7年12月1日(月) ~ 令和7年12月31日(水)						
	浜松市中消防署鴨江出張所自家給油取扱所						
納入場所	浜松市中央区鴨江二丁目1番11号						
	浜松市中消防署曳馬野出張所自家給油取扱所						
	浜松市中央区三方原町388番地の5						
	浜松市西消防署大平台出張所自家給油取扱所						
	浜松市中央区大平台三丁目21番11号						
目的	専用地下タンクに給油する燃料(ガソリン・軽油)を購入するもの。						
	① レギュラーガソリン(消防局自家給油取扱所)						
品名規格	② 軽油(消防局自家給油取扱所)						
	① 12,000 リットル						
予定数量	② 6,000 リットル						
	否						
同等品							
	・ 別紙参照(インタンク給油仕様書)						
	・ 納品は担当職員立会いのもと、実施すること。						
条件	・ 契約不適合があった場合は代替品を用意すること。						
及び	人で、一位日でのシンに多口は14日間で川心で、3つして。						
注意事項							
	消防局警防課 担当 谷髙						
お問い合わせ先							

### 消防局インタンク給油仕様書

この仕様書は、消防局インタンク給油の見積合せにのみ適用する。

#### 1 納入箇所の条件

- (1) タンクへの燃料 (ガソリン・軽油) 補給は、移動タンク貯蔵所 (ローリー) で行うこと。
- (2) 災害時に対応するため、県外の給油可能拠点を複数有し、燃料供給のサービスを受けられること。(自社拠点又は提携等による対応可能拠点) また、このような場合において、請求書等の精算がスムーズに行えること。
- (3) 予定数量は、消防用車両等の運行状況により変動する。予定数量を超過した場合でも、 適宜対応すること。
- (4) 出荷燃料成績証明書を提出すること。
- (5)請求書及び物品納品書の記載内容及び提出先等については、消防局警防課の指示によること。
- (6)発注は、緊急の場合を除き、平日(祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日をいう。 以下同じ。)に行う。
- (7)納入は、緊急の場合を除き、発注を受けた翌日以降の平日とし、都度、発注元と調整すること。

#### 2 契約変更

契約期間内の契約単価の変更は行わない。

3 落札者の決定方法

見積単価が予定価格内であり、見積単価×予定数量の合計が最低である業者を落札者とする。

#### 4 見積書記入上の注意

(1) <u>電子入札(オープンカウンターによる見積合せ)の場合は、物品電子入札システムへ、</u> すべての品目の単価×数量の合計(税抜金額)を入力すること。(オープンカウンター の場合は、原則電子入札)

紙入札の場合は、見積単価は1リットルあたりの税抜単価を記載すること。(小数点以下第2位まで可)

- (2) レギュラーガソリンの契約単価は、見積単価に1.1を乗じた額となる。 見積単価×1.1= 契約単価
- (3) 軽油の契約単価は、見積単価から32.1円を引き1.1を乗じた額に32.1円を足した金額となる。(見積単価-32.1)×1.1+32.1=契約単価

令和 年 月 日

あて先

浜松市長 様

見積者 住所又は 所 在 地 氏名又は 名 称

連絡先(TEL)

## 見積明細書

- ・電子入札システムの見積金額欄には、<u>すべての品目の単価×予定数量の合計(下表の※)</u> を入力してください。
- ・下記金額には消費税は含まれません。
- ・こちらを電子入札システムに必ず添付してください。(紙提出不要)

契約No.	2025017163	件名	消防局自家給油取扱所(ガソリン・軽油)令和7年12月分の単価契約
-------	------------	----	----------------------------------

同等品の提案	<u>*************************************</u>	無
1 3 13 HH - V 3/C2/14	- 13	7115

	品 名	規 格	単位	数量	単価(円)	金額(円)
1	ガソリン	レギュラーガソリン (消防局自家給油取扱 所)	リットル	1		
2	軽油	軽油 (消防局自家給油取扱 所)	リットル	1		
			合計※			

- \*単価と合計金額を記入してください。
- \*一度添付した見積明細書は、訂正、撤回は出来ませんのでご注意ください。